

## Rovert Kane "Incompatibilism"

### 1. 決定論と八岐の園

#### 自由意志の問題

決定論と自由意志は矛盾するよう見える。

#### 常識1:

われわれは自由意志を持っている。

#### 常識2:

この世界の事実は決定論的に決まっている。

1と2が矛盾するならば、どちらかは捨てなければならない？

(※決定論だけでなく非決定論も自由意志と矛盾するという話もある)。

#### 決定論の歴史的形態

神の意志、宿命、物理法則、論理法則、遺伝と環境、無意識の動機、心理学的社会的条件

#### 決定論のポイント

過去と法則を所与とすると、可能な未来はひとつしかない

われわれは自由意志を持っているという信念は、複数の未来が存在し、われわれはそれらを考慮して選択しているということを要求しているように思える。

われわれは自由意志を持っているという信念は、以下の2つを要求する。

[AP](i)われわれの選択とわれわれの行為はわれわれしだい(up to me)である。われわれは他のように選択し、行為することができる。

[UR](ii)われわれの行為の源泉はわれわれの内にあり、われわれの外側のわれわれのコントロールを超えた何かの内にあるわけではない。

一方もし決定論が真であれば、

(i')他の可能性は無いので、行為者の選択は行為者しだいではない。

(ii')行為の源泉は行為者の中にはなく、行為者のコントロールを超えた外側の何かが行為を決定している。

Kaneによれば、決定論と自由意志説が両立しないことはかくのごとく明らかであるが、現代の哲学者や科学者の一部は決定論と自由意志の間に衝突はないと言う(両立説)。

しかしKaneによればこれは間違っている。

### 2. 帰結論証

非両立説は、直感的に明らかで過去の偉い哲学者も当然だと言っているが、最近は両立説にも人気があるので直観だけでは十分ではない。

妥当な議論を示す必要がある。

#### 帰結論証とは:

現在の行為について、他行為可能性が存在しないことを示す論証。

わりと新しい論証でInwagenが支持してるらしい。

以下、次の章の著者Kadri Vihvelinが書いたスタンフォード哲学事典の記事で補足しつつまとめます。

(本文より長くなった...)

<http://plato.stanford.edu/entries/incompatibilism-arguments/>

John Maierのabilitiesの項目も関連

<http://plato.stanford.edu/entries/abilities/>

まず、この論証は直観的には以下のように表現できる。

- (1) 過去を変えるために今できることは何もない。
  - (2) 自然法則を変えるために今できることは何もない。
  - (3) 過去と自然法則を変えるために今できることは何もない。
  - (4) もし決定論が真ならば、われわれの現在の行為は過去と自然法則からの必然的な帰結である。
  - (5) われわれの現在の行為が起きるという事実を変えるために今できることは何もない。
- ゆえに、現在の行為に関して、他行為可能性は存在しない。

(1)(2)(3)(4)を否定するのは無理筋。

問題は、(5)へのステップ。(5)はTPを認めると、(3)(4)から帰結する。

(TP):

もしXを変えるためにできることが無く、かつ、YがXの必然的な帰結ならば、Yを変えるためにできることは何もない。

一部の哲学者は、TPを受け入れない。問題は、「Xを変えるために今できることは何もない」の解釈。

■もう少し厳密に書きましょう

$\Gamma$ : 過去の事実を指す命題の集合

$\Lambda$ : 自然法則を指す命題の集合

$\Gamma^*$ : 過去の事実命題の連言

$\Lambda^*$ : 自然法則命題の連言

$\Delta\phi$ : we cannot change  $\phi$

p: 寝る前に歯を磨かない

今決定論とpが真であるとする。

(1)  $\Delta\Gamma^*$  過去の事実\*は変えられない

(2)  $\Delta\Lambda^*$  自然法則\*は変えられない

(3)  $\Delta(\Gamma^* \wedge \Lambda^*)$  過去の事実\*と自然法則\*は変えられない [実はこれは証明できないので前提するしかない]

(4)  $\Box(\Gamma^* \wedge \Lambda^* \supset p)$  必然的に( $\Gamma^*$ かつ $\Lambda^*$ ならばp) [決定論の定義より]

(5)  $\Delta p$  pは変えられない [(3), (4)とTP]

TP:

$\Delta\phi$

$\Box(\phi \supset \psi)$

$\Delta\psi$

TP2:(インヴァーゲンの元々のバージョン)

[alpha]

$\Box\phi$

$\Delta\phi$

[beta]

$$\frac{\Delta\phi}{\Delta(\phi \supset \psi)} \\ \hline \Delta\psi$$

TPが妥当に思える例。

-P1: we cannot change(2050年に太陽が爆発)

-P2: it is necessary(2050年に太陽が爆発ならば地球上の生命が全滅)

-C: we cannot change(地球上の生命が全滅)

-P1: we cannot change( $\Lambda^*$ )

-P2: it is necessary( $\Lambda^* \supset$  光速を超えるものはない)

-C: we cannot change(光速を超えるものはない)

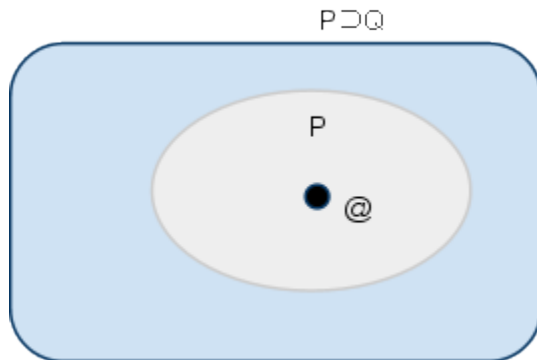
$\Delta$  をある種の必然性演算子と理解すれば、TPおよびこの議論は妥当。

-P1: ある一定よりも現実に近いすべての世界でp

-P2: (ある一定よりも現実に近い)すべての世界でpならばq

-C: ある一定よりも現実に近いすべての世界でq

以下の図にあるように、p世界(pが成立する世界)のすべてで、 $p \supset q$  が成立するがゆえに、p世界はすべてq世界でもある。



#### ■反事実的条件法による解釈

$\Delta\phi$  を「もし仮に $\phi$ を変えたいと望んでも変わるわけではない」と解釈する。

(「望めば変わる」の否定なので、否定演算子は一番外側に付けるべき。すなわち、「望んでも変わらない」ではなく「望めば変わる、というわけではない」と理解する)。

$$\Delta\phi \Leftrightarrow \neg(w(c(\phi)) \rightarrow c(\phi))$$

wおよびcは、命題から命題をつくる一項演算子として、

w( $\phi$ ):

われわれが $\phi$ を望む

$\phi \rightarrow \psi$ :

もし仮に $\phi$ ならば $\psi$

c( $\phi$ ):

$\phi$ を変える  $\Leftrightarrow$  われわれがナニカをし、かつ、ナニカが( $\phi$ が起こらない)という出来事を引き

起こす

この解釈を取ると、TPが成立しない。ゆえに(1)(2)(3)(4)を認めても、(5)の結論は帰結しない。  
Kaneは、「両立説の支持者が望むような解釈を取る必要はない」とあっさり片付けているが、なぜこの解釈でTPが成立しないのかももう少し検討してみよう。

$\Gamma^*$ は過去の事実についての命題の連言、 $\Lambda^*$ は自然法則についての命題の連言、 $p$ が「寝る前に歯を磨かない」として、

(1)もし仮に望んでも、 $\Gamma^*$ かつ $\Lambda^*$ は変えられない。

(2)必然的に( $\Gamma^*$ かつ $\Lambda^*$ ならば $p$ )

(3)もし仮に望めば、 $p$ は変わる。

(1)(2)(3)は矛盾しない。

別の例

(1)もし仮に望んでも、怠惰に生まれたことが変わるわけではない。

(2)必然的に(怠惰に生まれたならば努力を怠る)。

(3)もし仮に望めば、努力を怠ることが変わる。

(1)(2)(3)は矛盾しない。

太郎は、怠惰に生まれた。努力しない自分を変えたいと思ったことさえない。

怠惰に生まれた人は必然的に努力を怠る。

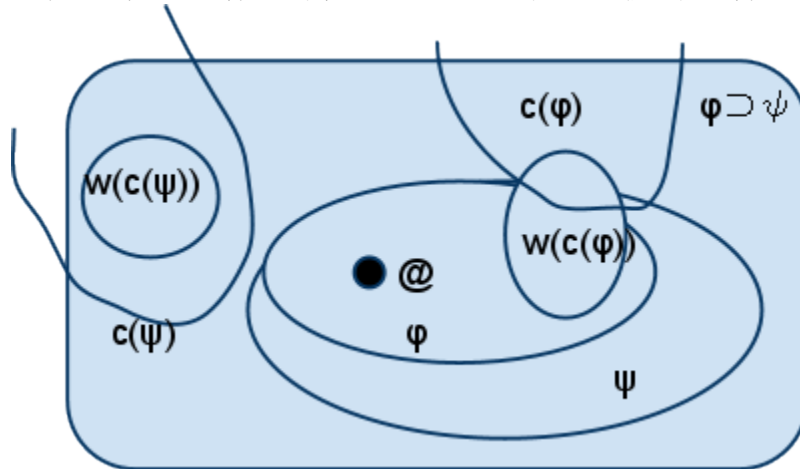
ゆえに太郎はいつも努力を怠る。

しかし、もし仮に太郎が努力を怠ることを変えたいと思うならば、努力を怠ることは変わるのである。

(太郎が努力を怠ることを変えたいと思うような世界では、そもそも太郎は怠惰に生まれていない)。

ポイントは、(3)の「望めば」という部分を満たす反事実的世界では、(1)のbodyが成立しない場合があるということ。

以下、反事実的条件法に関するルイスの意味論を前提に図を書きます。



この図の論理空間において、

$\neg[w(c(\phi)) \boxtimes \rightarrow c(\phi)]$  もし仮に $\phi$ を変えたいと望めば $\phi$ は変わるというわけではない

$\boxtimes(\phi \supset \psi)$  必然的に( $\phi$ ならば $\psi$ )

$w(c(\psi)) \boxtimes \rightarrow c(\psi)$  もし仮に $\psi$ を変えたいと望めば $\psi$ は変わる

ポイントは、現実に近い  $w(c(\psi))$ 世界(= $\psi$ 変えたい世界)において、 $\phi$ が成立しないこと。  
 もしも「 $\psi$ 変えたい世界」で、 $\phi$ が成立してしまうと、「 $\phi$ ならば $\psi$ 」が必然であるがゆえに、 $\psi$ は変えられない。

先程のTPが妥当に思える例をもう一度思い出すと、

-P1: we cannot change(2050年に太陽が爆発)

-P2: it is necessary(2050年に太陽が爆発ならば地球上の生命が全滅)

-C: we cannot change(地球上の生命が全滅)

-P1: we cannot change( $\Lambda^*$ )

-P2: it is necessary( $\Lambda^* \supset$ 光速を超えるものはない)

-C: we cannot change(光速を超えるものはない)

「2050年に太陽が爆発」とか「自然法則」のように、P1のbodyが、何らかの必然命題になっていると、TPが成立する。

「2050年に太陽が爆発することは変えられない」というのは、単に望んでも変えられないというだけでなく、「一定程度現実によく似たすべての世界で、2050年に太陽が爆発する」ということだろう。

TPが成立する条件は、

Cにおける願望世界の内、極大に現実に近い一群の世界の少なくとも1つで、P1のbodyが成立していること。

P1が必然命題なら、かならずこの条件が成立し、TPが成り立つ。

以下は反事実的条件法で解釈しても妥当。

TP\*:

$$\frac{\begin{array}{l} \boxtimes \phi \\ \boxtimes (\phi \supset \psi) \end{array}}{\Delta \psi}$$

しかし、帰結論証に関しては、おそらくこの第一の前提が成立しない。

帰結論証のTPを利用している部分を思い出そう。

- $\Delta(\Gamma_* \wedge \Lambda_*)$  過去の事実\*かつ自然法則\*は変えられない

- $\boxtimes(\Gamma_* \wedge \Lambda_* \supset p)$  必然的に( $\Gamma^*$ かつ $\Lambda^*$ ならばp)

- $\Delta p$  pは変えられない

以下は妥当ではない！

$\boxtimes(\Gamma_*)$  必然的に(過去の事実\*)

#### ■過去の確定性

少なくとも、世界の類似性によって(度合いを持った)必然性を定義するような解釈に従うと、

「過去の事実は、この現実世界では、変えられない」

これはおそらく妥当だが、

「過去の事実は、必然的」

これは文脈によっては妥当ではない。現実にとてもよく似ているけれど、過去の事実の内のいくつかを満たさない世界が存在するからである。

よって、過去の事実の確定性が争点の一つになる。

※関連するLewisの議論

(次の章でも紹介されてます)。

Lewis, David, 1981, "Are We Free to Break the Laws?", *Theoria*, 47: 113-21. Reprinted in Watson 2003

「わたしが手をあげなかった」が事実だったとする。

決定論によれば、過去の事実\*と自然法則\*が「わたしが手をあげなかった」を含意する。

つまり、過去の事実\*と自然法則\*と「わたしが手をあげた」の連言は矛盾する。

一方、両立説によれば、「わたしは手をあげることもできた」

ということは、以下の3つの内のどれかが真でありえた。

- (1)矛盾する命題が真だった
- (2)過去の事実\*が真でなかった
- (3)自然法則\*が真でなかった

「わたしは手をあげることもできた」は、わたしに、以下のスーパーパワーのいずれかを帰属しているのだろうか？わたしはチャック・ノリスなのか？

- (1b)矛盾する命題を真にする程度の能力
- (2b)過去の事実を変える程度の能力
- (3b)自然法則を破る程度の能力

[回答]

以下の2つを区別すべき

-C1: もし仮にわたしが手をあげていれば、自然法則\*は真ではないだろう。

-C2: もし仮にわたしが手をあげていれば、わたしの行為はそれ自体がnot 自然法則\*であるか、not 自然法則\*を帰結する出来事だろう。

C1は認めるがC2は認めない。

つまり以下の2つの能力を区別すべき

-A1: もし仮にそれを行なえば、自然法則\*が真ではないだろうナニカを行なう程度の能力

-A2: もし仮にそれを行なえば、その行為がそれ自体not 自然法則\*であるか、not 自然法則\*を帰結する出来事であるだろうナニカを行なう程度の能力

A2は超自然的能力であり、C2は超自然現象についての主張。

一方A1, C1はごく普通の事柄を変な言い方で述べているにすぎない。

(非両立説からすればA2さえありえない能力ということになるかもしれないが)。

※非両立説からの再反論

ただし非両立説に共感的に書くと、

「過去の事実が異なるような世界では、われわれが異なった風に行為する」という主張が妥当だとしても、自由意志と他行為可能性が成立するかどうかはあやしい。過去が異なる世界でわたしが異なった風に行為するという事は、わたしの能力ではない。そうした事例は、当の行為の源泉をわたしに帰属しないように思われる。

能力の帰属は、能力を帰属されたものにかかわる関連するすべての事実を所与としても、能力を発揮することを要求するはずである。わたしの能力を問題にするならば、能力に関連するわたしについての事

実はすべて所与としなければ、能力帰属はできないだろう。

「わたしは2メートルジャンプできる」というのは、わたしにかかわる関連する事実を所与として、それでもなお2メートルジャンプするだろうということである。

「もし仮に過去数年間にわたって懸命にトレーニングを続けていたならば、今ここで2メートルジャンプするだろう」が真だとしても、「わたしは2メートルジャンプできる」とは言えないだろう。同様に、「もし仮にわたしが強靱なアスリートの筋力を持っていれば、今ここで2メートルジャンプするだろう」が真だとしても、「2メートルジャンプできる」とは言えない。

一方この場合、問題になっているのは、過去の事実と自然法則のもとで他のように行為する能力である。また当初の文脈を考えれば、われわれには「分岐する未来」を選択する能力があるかが問われていたはずである。現在提出されている解釈は、もともと問題になっていた「分岐する道」とは異なる描像だろう。ゆえに過去の事実が異なる可能世界を想定することには問題がある。

よって、文脈を固定して考えよう。

$\Omega$ : 過去の事実と自然法則が現実の世界と等しい分岐世界の集合とする。

**we cannot change(p)**

を以下のように解釈する。

$$\Delta p \Leftrightarrow \forall w (w \in \Omega \supset \neg c(p)^w)$$

**we cannot change(p)**  $\Leftrightarrow$   $\Omega$ のすべての世界で、われわれはpを変えない。

ところで、ここで決定論を前提すると、 $\Omega$ の要素は現実世界ただひとつである。

ゆえに、現実世界においてpが成立するならば、 $\Omega$ のすべての世界で、われわれはpを変えない。

ゆえに、pは変えられない( $\Delta p$ )。もしも決定論が真ならば、現実世界においてわれわれは現在の行為を変える能力を持たない。

しかし当然ながら、両立説の支持者からすれば、「過去の事実と自然法則が等しい世界の集合」を様相の文脈として選ぶ必要はない。自由意志の教説は、過去の事実と自然法則を所与としても、なお他のように行為することができるという能力を要求しない。

これは堂々巡りである。様相文脈の選択に関して両者は互いに譲らないままでいるだろう。

インヴァーゲンによれば、能力概念の分析は仮にそれがうまくいったとしても、非両立説に対し、論点先取に陥りがちである。

The shortcomings of this strategy are nicely diagnosed by Peter van Inwagen. After surveying the local counterexamples that arise for various hypothetical theories of ability, van Inwagen imagines that we have arrived at the best possible hypothetical theory of ability, which he labels "the Analysis." van Inwagen then writes:

What does the Analysis do for us? How does it affect our understanding of the Compatibility Problem? It does very little for us, so far as I can see, unless we have some reason to think it is correct. Many compatibilists seem to think that they need only present a conditional analysis of ability, defend it against, or modify it in the face of, such counter-examples as may arise, and that they have thereby done what is necessary to defend compatibilism. That is not how I see it. The particular analysis of ability that a compatibilist presents is, as I see it, simply one of his premisses; his

central premiss, in fact. And premisses need to be defended. (van Inwagen 1983, 121)

van Inwagen, Peter, 1983. An Essay on Free Will, Oxford: Oxford University Press.

■おまけ: TPの妥当性

Mackie, Penelope, 2003, "Fatalism, Incompatibilism, and the Power to Do Otherwise", *Noûs*, 37: 672-689

における反例

Agglomeration[凝集]

$$\frac{\begin{array}{c} \Delta\phi \\ \Delta\psi \end{array}}{\Delta(\phi \wedge \psi)}$$

[証明]

(1)  $\Delta\phi$

(2)  $\Delta\psi$

(3)  $\Box(\phi \supset (\psi \supset \phi \wedge \psi))$

(4)  $\Delta(\phi \supset (\psi \supset \phi \wedge \psi))$

$$\Delta(\phi \wedge \psi)$$

alphaにより(3)から(4), あとはbetaを2回使う

反例: トスされたことがないコイン

p: このコインは表を向かない

q: このコインは裏を向かない

このコインはトスされたことがないフェアなコインなので、 $\Delta p$ かつ $\Delta q$

凝集の定理より、 $\Delta(p \wedge q)$ .

しかしコインが表も裏も向かないというのは変えられる事柄である。

van Inwagen, Peter, 2000, "Free Will Remains a Mystery", in Tomberlin 2000, 1-19.

Reprinted in Kane 2002B

の再定式化

$\Delta^*\phi$ : p and no one can, or ever could, do anything such that if she did it, p might be false

あるいは、TPをKaneのバージョンに変えれば凝集は認めなくてよい。

ただし以下は証明できなくなる。

$\Delta(\text{自然法則}^* \wedge \text{過去の事実}^*)$

■新傾向性説

なお両立説に立つ能力の理論としては新傾向性説(The new dispositionalism)というものもあるらしい。

Michael Smith (Smith 2003), Kadri Vihvelin (Vihvelin 2004), and Michael Fara (Fara 2008).

Following Randolph Clarke (Clarke 2009)が提唱

-傾向性を条件法によって分析しない。



-能力を傾向性によって分析する。

Sが状況CにおいてAする能力を持つ iff Aが状況CにおいてAしようとするならばAする傾向性を持つ

S has the ability to A in circumstances C iff she has the disposition to A when, in circumstances C, she tries to A. (Fara 2008, 848)

傾向性のmasking:

クリスタルグラスをスタイロフォームで包装する。ぶつかっても割れない(条件法は偽)。依然として脆い傾向性を持っている。

他行為可能性はmaskingされただけで、消えてはいない。

問題点:

もともと問題になっていた「能力」の概念とは異なる。特に、新傾向性説に従えばわたしが能力を発揮できるかどうかはわたししだいではない(not up to me)。この意味で本来問題にされていた能力概念とは異なる概念の分析になってしまっている。

(SEPの記事を書いた)John Maierによれば、記述的両立説[discriptive compatibilism]と改訂的両立説[revisionary compatibilism]を分けることは可能。

新傾向性説は改訂的両立説に立つと考えればよいかもしれない。

#### ■まとめ

自由意志の問題における他行為可能性は様相的な概念である。

自由意志の教説によれば、われわれは他のように行為できる。

帰結論証に関する非両立説および両立説の対立は、他行為可能性の「can」についての解釈問題として理解できる。

過去の事実が異なる世界や自然法則が破られた世界を想定してよいならば、他行為可能性は自然に定義できる。

しかし非両立説の支持者にとってこれは許されない。

争点のひとつは、行為の源泉がわれわれ自身の内にあるかということである。

非両立説に親和的な解釈では、過去の事実が現実と異なる世界および自然法則が少し異なる世界を想定することで、他行為可能性を担保する。しかしこれらの世界を想定することは他行為可能性がわれわれ自身を源泉とするわれわれの能力であることを保証しない。

### 3. 究極的責任

第二の議論: 究極的責任

"can", "power", "could have done otherwise"に関する細かい議論は重要ではない。

帰結論証は、非両立説が依存するにはあまりに薄い基礎である。

Kaneによれば、自由意志の教説は、以下の2つを要求する。

(i)われわれの選択とわれわれの行為はわれわれしだいである。われわれは他のように選択し、行為することができる(AP)。

(ii)われわれの行為の源泉はわれわれの内であり、われわれの外側のわれわれのコントロールを超えた何

かの内にあるわけではない(UR)。  
 (ii)が第二の議論を可能とする。

Kaneの第二の議論は以下のようなものである。

- (1)われわれが行為に責任を持っているならば、行為者は当該行為の十分な原因・動機である事柄について責任がある。
- (2)行為者が当該行為の十分な原因・動機である事柄について責任があるならば、行為者がそれらの事柄に責任を負っているのは、過去の自発的選択・行為のためである。
- (3)行為者が行為の十分な原因・動機である事柄について責任を負っているのが、過去の自発的選択・行為のためであるならば、われわれには過去少なくとも一度他行為可能性がある。

行為者は、SFA(自己形成行為)を行なったので、自らの人格に責任がある。

ex. 人格ソフトウェアが自動的に行為を選択するとしても、人格ソフトウェアを自分の意志で過去にインストールしたならば、ソフトウェアの行為についても責任があるだろう。

問題は、

(2)と(3)の妥当性

※デネットによるルターのケース

ルター「(宗教改革に際し)わたしには他のようにはできなかった」

もし本当にルターには他行為可能性が存在しなかったとしてみよう。それでも依然としてルターには自分の行為の責任が存在するように思われる。

ゆえに他行為可能性が存在しなくても、責任は存在するのである。

※フランクファートケース

行為者は何らかの行為Aを行なうことを選択するが、同時に他の行為Bがあり、もし仮に行為者がBを選択しようとしたならば、「邪魔者」が行為者の脳を変化させ行為者がかわりにAを選択し、Aを実行するようにしてしまう。

->現実的には、行為者にはAの選択肢しかない。にもかかわらず自発的にAを選んだならば、Aを選んだことについて、行為者には責任があるように思われる。

上枝『「神」という謎』 - 「殺人サイボーグ太郎」

太郎は殺人サイボーグに改造され、近づく人をすべて殺してしまう。ところがエネルギー省力化のため、サイボーグ部分は、太郎に本当に殺意があった場合は発動しない。

ある日太郎は、以前から憎いと思っていた次郎を殺してしまう。その際殺人サイボーグ部分は発動せず、太郎は自分の意志で次郎を殺した。

太郎に殺意が無かったとすれば、サイボーグが次郎を殺しただろう。太郎には他行為可能性はないが、次郎を殺した責任があるように思われる。

Kaneによれば、

「しばしばわれわれはすでに形成された意志によって行為するが、この意志は「われわれ自身の自由意志」である。それは、過去の選択・行為によってわれわれが自分の意志を形成したという事実のおかげである。もしそうでなければ、今あるわれわれを変えるためにできることは何もなかったということになる。この帰結は、われわれのあり方について究極的責任があることと両立しない。

非両立説はAPだけでは擁護できず、URも必要。  
URはわれわれの行為の源泉・基礎の問題なので、形而上学的にも重要。

※(2)と(3)を擁護する議論がほとんど提出されていないように見えます。  
Kaneの立場から、ルターのケースやフランクファートケースを説明できることは確かでしょうが、  
Kaneの立場を擁護する議論がありません。

#### 4. われわれは自由意志を持てるのか

自由意志と決定論の非両立は、われわれが自由意志を持っていることを示さない。

ハードな決定論という道もある。

決定論は正しく、われわれは自由意志を持たない。

一方、ハードな決定論以外にも、自由意志を否定する選択肢はある。多くの人々によれば、自由意志は決定論が正しくてもまちがっていても不可能である。

非決定論非両立説：非決定論的出来事はわれわれが自由意志を持つことと両立しない

##### 議論1:

非決定的な出来事は、過去の事実と自然法則を与えても、起きるかもしれない起きないかもしれない。

非決定的な出来事が起きるかどうかは偶然の問題である。

偶然の問題であれば、何もののコントロール下にもなく、行為者のコントロール下にもない。

ex. 脳のなかの量子論的出来事の結果選択が生じるとしても、自由意志はない。

##### 議論2:

eが非決定論的出来事であれば、まったく同じ過去のもとでも、異なる風に起きる。

同じ思慮、同じ思考プロセス、同じ信念のもとでも異なる行為を選択する。

ex. 同一の思考のもとで休暇を過ごす先として、ハワイを選んだり、コロラドを選んだり。

もしそういうことが起きれば、事故であって、合理的選択ではない。

非決定的な選択は、偶然であって、責任のある自由な選択ではない。

##### リバタリアン:

非両立説的(非決定論的)自由を擁護する人々。

自由意志の実現は単なる偶然ではなく、「外的要因」による。

カント：時空間の外にあり、科学的に研究できない真の自己(noumenal self)

Eccles: 超経験的な力の中心

行為者因果

非両立説的な自由意志の観念が要求する非決定論は神秘的であり、現代の科学的世界観には必要ない。問題の解決というより、新しい問題をつくりだしているだけ。

#### 5. 非決定論と責任

※眉ツバ

URの議論によれば、すべての行為が非決定的である必要はない。

SFAが非決定論的であれば十分である。

Kaneによれば、人生の難境には、非決定的なSFAが起きる。

われわれが複数の動機にひきさかれるとき、脳の適当な領域が熱力学的平衡をはなれ、「カオスのもつれ」によって神経学的なミクロの非決定性に敏感になる。

内的な不確定性の体験と神経学的非決定性の対応。

ex.

大事な会議にむかう途中、暴行事件を目撃したキャリアウーマン。

非決定性によって責任とコントロールは失われない。非決定論的ノイズを努力によって乗り越えても、責任は失われない。

※反論

まず特定のタイプの心が神経内の非決定論的出来事と対応するという想定が眉ツバなのだが、仮にKaneが正しかったとしよう。

しかしその場合でさえ、さらなる反論が起こりえる。

Kaneは、心の一部が他の一部を「乗り越えた」かのような言い方をするが、これはどういう意味だろう。

非決定論的な出来事の結果、ある思考プロセスが、ある行動を惹き起こしたということであれば、当の思考プロセスの源泉はわれわれにはなく、やはり偶然の結果生じたと思われる。

(脳内のサイコロの目によって、信念Aが信念Bに勝利するといったケースを想定されたい。この場合われわれが自由な選択をしているようには見えない)。

もしわれわれの心が非決定論的な出来事(神経レベルの非決定性)を左右したのであれば、Kaneは自らが否定した「外的要因」に頼らなければならない。

いずれにしてもKaneの主張は自らの議論に反しているように見える。